

只木ゼミ夏合宿第1問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 31 行目以降において「ほとんど共犯関係の解消を認めることができなくなってしまうことから、因果性の完全な切断を要求することは酷である」とあるが、何故ほとんど共犯関係の解消を認めないことが酷なのか。
- 10 2. 弁護レジュメ 3 頁の乙の罪責の検討において中止犯の成立を認めているが、共犯関係の解消が認められ、それ以降の行為について罪責を負わないとするのにも関わらずあえて中止犯の成立を認めうる根拠は何か。中止犯の要件をどのように考えているのか。
- 10 3. 弁護レジュメ 1 頁 33 行目「共同正犯における行為性は、共同加功の意思すなわち「意思の連絡」によってのみ性格づけられる」とあるが、弁護側は例えば共謀共同正犯の成立を考える際、成立をどこの時点と捉えているか。
4. 弁護側は共犯の処罰根拠をどのように理解しているか。
- 15 5. 弁護レジュメ 2 頁 33 行目において、共犯関係の解消の要件として「着手後においても、共同者の一部が犯意を放棄して残余者がこれを了承」することとしたうえで、「当然それを認識できた」(3 頁 5 行目)としている。意思連絡欠如に意思表示と了承は必須だと考えているのか。

以上